

標準報酬額計算書(相続税)

梶井合同会計事務所

平成20年4月1日現在
(単位：円)

1. 申告報酬

基本報酬	+ 相続人割報酬	+ 財産割報酬	= 報酬額
基本報酬：	100,000		
相続人割報酬：	相続人・受遺者の人数×50,000		
財産割報酬：	特例適用前財産価額×0.5%		

※ サービス内容は、次の通りです。

- ① 事前相談
- ② 財産調査
- ③ 財産評価
- ④ 遺産分割協議コンサルティング
- ⑤ 名義書換アドバイス
- ⑥ 節税コンサルティング
- ⑦ 納税対策コンサルティング
- ⑧ 申告書作成
- ⑨ 申告代理
- ⑩ 財産処分・活用コンサルティング

2. 相続対策顧問報酬月額

基本報酬	+ 財産割報酬	= 報酬額
基本報酬：	20,000	
財産割報酬：	想定財産価額×0.003%	

※ サービス内容は、次の通りです。

- ① 財産調査
- ② 財産評価
- ③ 財産組替コンサルティング
- ④ 生前贈与コンサルティング
- ⑤ 遺産分割コンサルティング
- ⑥ 遺言書作成コンサルティング
- ⑦ 節税コンサルティング
- ⑧ 納税対策コンサルティング
- ⑨ 係争防止コンサルティング
- ⑩ 事業承継コンサルティング

※ 申告業務のみで受託することはできませんが、相続対策顧問契約は、申告業務の受託が条件となります。

※ 上記の計算は、あくまで基準であり、お客様の状況に応じて柔軟に対応しています。どうぞ、安心してご相談下さい。